

## 業務委託契約書（案）

- 1 業務名称 旧大和高田市勤労青少年ホーム什器等廃棄業務
- 2 業務内容 別紙、仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和8年7月31日まで  
廃棄に係る履行期間は、契約締結日から令和8年6月30日まで
- 4 委託料 金 円（消費税等別途加算）
- 5 契約保証金 免除

頭書業務の委託について委託者 大和高田市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内大造

乙

(総則)

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の業務期間（以下「業務期間」という。）内に、頭書の業務内容（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 甲は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償金額は、甲乙協議して定める。

(期間の延長)

第6条 乙は、その責めに帰することができない事由により、業務期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して業務期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 乙の責めに帰する事由により、業務期間内に委託業務を完了することができない場合において、業務期間後に完了する見込があると認めるときは、甲は、延滞金を付して業務期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、委託料に対して、延長日数1日につき契約金額の年3.0パーセントに相当する金額を延滞違約金として徴収する。

3 甲の責に帰する事由により第13条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対し契約金額の年3.0パーセントの割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延なく、甲に対して別紙「仕様書」に定める業務完了報告書等を提出しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。））、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「暴力団」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
  - ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。
  - ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

#### (違約金)

第11条 前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は、乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

#### (乙の契約解除権)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面を提出することにより契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき理由により、契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

#### (委託料の支払)

第13条 委託料は、廃棄処分量（収集運搬費と処分費等の合計額）から引取額（買取等の合計額）を除いた額とする。

2 乙は、第9条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

#### (消費税及び地方消費税)

第14条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の

8 2 及び第7 2 条の8 3 の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(著作権の譲渡等)

第1 5 条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2 条第1 項第1 号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権を目的物引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

(秘密の保持)

第1 6 条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(個人情報保護)

第1 7 条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成1 5 年法律第5 7 号）及び大和高田市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4 年条例第2 0 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、棄損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(管轄裁判所)

第1 8 条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(委託業務の公共性の認識等)

第1 9 条 乙は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第2 0 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等からの不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない

(契約外の事項)

第2 1 条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。